

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成 15 年 3 月 25 日名古屋市条例第 15 号)
及び同条例施行細則(平成 15 年 9 月 10 日名古屋市規則第 117 号)

～地球温暖化対策計画書制度関連部分抜粋～

条 例	施行細則
<p>第 5 章 環境への負荷の低減に関する措置 第 3 節 事業活動に伴う地球温暖化の防止 (地球温暖化対策計画書の作成等)</p> <p>第98条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、又は管理している者(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画書を作成するに当たっての指針(以下「地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。 (地球温暖化対策の実施)</p> <p>第99条 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化対策の実施に努めなければならない。</p>	<p>第 4 章 環境への負荷の低減に係る措置 第 2 節 事業活動に伴う地球温暖化の防止 (温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等)</p> <p>第83条 条例第98条第1項の規則で定める工場等は、年度において使用した燃料の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量を含む。)並びに年度において他人から供給された熱及び電気の量(工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。)をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が800キロリットル以上である工場等とする。 (地球温暖化対策計画書の作成等)</p> <p>第84条 条例第98条第1項に規定する地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として3年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。</p> <p>2 条例第98条第1項の規定による届出は、前項に規定する計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書(第34号様式)によって行わなければならない。</p>

(地球温暖化対策計画書の公表等)

第100条 地球温暖化対策事業者は、第98条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を市長に届け出たときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づいて行った地球温暖化対策の実施の状況を市長に報告するとともに、その内容を公表しなければならない。

3 市長は、第98条第1項の規定による届出又は前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(指導、助言等)

第101条 市長は、地球温暖化対策事業者に対し、地球温暖化対策計画書の作成及び前条第2項の地球温暖化対策の実施の状況について、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進するために必要な指導及び助言を行うことができる。

(地球温暖化対策計画書の公表等)

第85条 条例第100条第1項の規定により公表する地球温暖化対策計画書及び同条第2項の規定により公表する地球温暖化対策の実施の状況の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 温室効果ガスの排出の状況

(2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

2 条例第100条第1項及び第2項の規定による公表は、地球温暖化対策事業者の工場等における備置き、掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法により行うものとする。

3 条例第100条第1項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策計画書を提出した日から同計画書の計画期間の終了日までとする。

4 条例第100条第2項の規定による地球温暖化対策の実施の状況の報告は、毎年度7月末日までに、前年度分について、地球温暖化対策実施状況報告書(第35号様式)によって行わなければならない。

5 条例第100条第2項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策実施状況報告書を提出した日から90日間とする。

6 条例第100条第3項の規定により公表する内容は、次のとおりとする。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) その他市長が必要と認める事項

7 条例第100条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 環境局内での閲覧

(2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表

2 市長は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進するために必要な助言及び情報の提供に努めるものとする。

(勧告)

第102条 市長は、地球温暖化対策事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第98条第1項の規定による届出又は第100条第2項の規定による報告をしなかったとき。
- (2) 第100条第1項又は第2項の規定による公表をしなかったとき。

第7章 雑則

(違反者等の氏名等の公表)

第126条 市長は、第33条、第36条第2項、第56条第2項、第76条、第84条、第102条、第113条又は前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及びその状況（以下「氏名等」という。）を公表することができる。

- 2 市長は、改善命令その他のこの条例の規定による命令を行うときは、当該命令を受けることとなる者の氏名等を公表することができる。
- 3 前2項に定める場合のほか、市長は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者（次項において「違反者」という。）があると認めるときは、その者の氏名等を公表することができる。
- 4 市長は、前3項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者若しくは命令を受けることとなる者又は違反者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。